復興庁が行う住宅再建・復興まちづくりの取り組み

（工事加速化支援隊の活動）

復興庁 参事官　笹森（ささもり）　秀樹（ひでき）

1　概　　要

復興庁では，平成26年８月，「工事加速化支援隊」を発足させ，被災地の県，市町村が行う住宅再建・復興まちづくり事業（具体的には，災害公営住宅建設と高台移転，26年11月からは学校等の公共建築物を加えて）を直接支援している。

平時であれば，県を経由して市町村事業を把握するところ，東日本大震災では県庁も被災者であり手が回らないこと，個々の事業の進捗が速く直接状況把握を行わないと状況が変化し情報に時差を生じてしまうことから，各県の了解を得て復興庁が直接市町村と住宅再建・復興まちづくり事業についてコミュニケーションを行う新たなビジネスモデルを構築したものである。

○ 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。これまで，政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
○ さらに本年１月，これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ，追加措置を加えた「総合対策」を取りまとめた。

H25.2.4　農地法の規制緩和

H25.3.7　「加速化措置第１弾」
①「住まいの復興工程表」の策定
② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）
・用地取得，埋文調査，発注者支援，施工確保対策　等

H25.4.9　「加速化措置第２弾」
○ **用地取得手続きの簡素化や施工確保対策**
・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
・土地収用手続きの効率化 ・財産管理制度の円滑な活用
・造成工事等の早期化　等

H25.10.19 「加速化措置第3弾」
①「用地取得加速化プログラム」の策定
・財産管理制度，土地収用制度，用地実務支援の措置の拡充
② 住宅再建の加速化
・ 災害公営住宅分野の施工確保，入札不調対策
③ 加速状況の見える化
・「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化　等

H26.1.9　「加速化措置第４弾」
①「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
・「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定，商業施設等復興整備事業による支援，専門家派遣
② 住宅再建の加速化
・東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表　等

H26.1.21　「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1　「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第５弾」
○ **「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定**
・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
・ 登記手続，住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
・ 再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
○ **「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定**　等

H26.5.30　がんばれ復興！まちづくりのトップランナー（復興まちづくり先導事例集）

H26.8.25　「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「隘路打開の総合対策」
○ これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
・ 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
・ 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
・ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成　等

<更なる施工確保対策>
H27.2.1　公共工事設計労務単価の引き上げ
（※ 被災3県全職種平均 +6.3%（対24比+39.4%））
H27.2.2　災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応
（※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ）

図―1　住宅再建・復興まちづくりの加速化の取り組み（概要）

取り組みは，被災者に１日でも早く１戸でも多く恒久住宅に移ってもらうため，災害公営住宅及び高台移転の建設主体である県・市町村が掲げる目標どおりの完成に向け，直接市町村へ出向き，個別地区ごとの課題に対し，きめ細かく支援を行うことを趣旨としている。

コミュニケーションの方法は，復興庁の市町村担当参事官職員及び復興局職員からなる工事加速化支援隊が，国土交通省（住宅局，都市局，官庁営繕部）及び水産庁と連携し，繰り返し，直接市町村に出向いて遅延状況やその理由，今後の見通し等について聞き取り，支障，隘路を聞き取り，対策を提示するものである。

訪問するねらいは，直接市町村からヒアリングを行うことにより，①住宅再建・復興まちづくりに関する５弾に及ぶ加速化措置とその後取りまとめた総合対策を周知し，②市町村独自の有効な取り組みの横展開を図り，③個別の現場ごとに対応・解決を図るとともに，④必要に応じて隘路となっている制度の改善・改正の検討を復興庁に持ち帰り，関係省庁との連携の下，対応策の立案を速やかに行うことにある（図―**1**）。

2 工事加速化支援隊

復旧・復興事業のステージが「計画策定」「用地取得」から「工事実施」の段階に移行している。「工事実施」段階では個別具体の課題が現場で発生することになる。

災害公営住宅や高台移転の事業主体である県・市町村が掲げる目標どおりに完成させるためには，直接県・市町村へ出向き，個別地区ごとの課

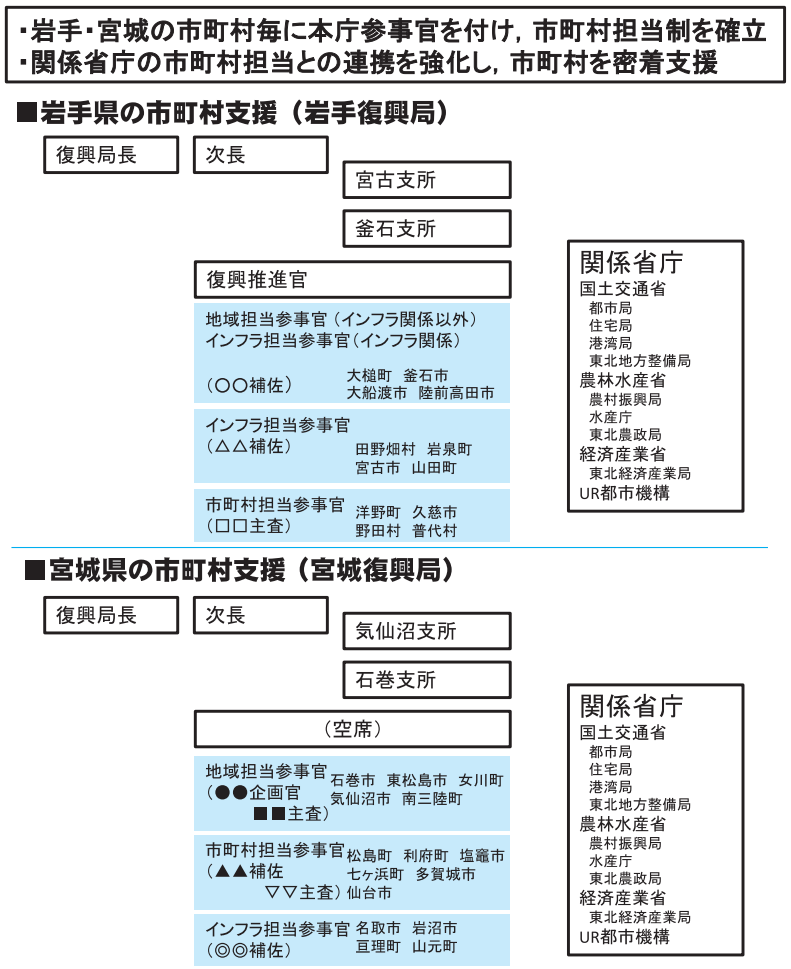

図―**2**　復興局を中心とした市町村への復興支援体制の強化（平成**27**年 **4** 月 **1** 日時点）

趣旨

被災地において，住宅再建やまちづくり等の復興事業では，工程や目標を示し，加速化を図ることとしている。しかし，これらの事業の円滑な推進に当たっては，所在者不明土地の扱い，埋蔵文化財の調整，資材等の不足，入札不調などの問題が存在し，これらへの迅速かつ適切な対応が必要である。このため，復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ，具体的な対応策を実現し，復興事業の加速化を進める。

構成員

復興大臣
復興庁事務次官
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官
法務省民事局長
文化庁次長
農林水産省農村振興局長
水産庁漁港漁場整備部長
経済産業省大臣官房地域経済産業審議官
中小企業庁長官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
国土交通省総合政策局長
国土交通省土地・建設産業局長
国土交通省都市局長
国土交通省住宅局長

開催実績

第1回　平成25年2月22日
第2回　平成25年3月6日
第3回　平成25年4月4日
第4回　平成25年6月19日
第5回　平成25年10月1日
第6回　平成26年1月9日
第7回　平成26年5月27日
第8回　平成27年1月16日

図―3　住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース

題に対し，きめ細かく支援を行うことが必要であることから復興庁・復興局からなる工事加速化支援隊を創設した。

工事加速化支援隊は，復興庁の市町村担当参事官，企画官，補佐，主査と復興局職員約30名からなる（図―2）。建築・土木のエンジニアで建築士，技術士等の資格保有者もいる一方，復興庁職員が各省庁からの出向者で構成されていることから，様々な職種の職員が含まれている。

また，国土交通省住宅局，都市局，官庁営繕部及び水産庁との協力体制を構築し，県・市町村ヒアリングに入る場合は，連携し必要に応じた参加を求めている。

さらに，ヒアリングで得られた遅延理由について，共同で分析を行い，特に制度的な課題がある場合は，復興庁に設けている住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース（図―3）の場を活用し対策の検討を行っている。

3 住宅再建・復興まちづくり市町村担当参事官会議

工事加速化支援隊が繰り返し，県・市町村をヒアリングし，遅延状況，遅延理由等を聞き取ってきているところであるが，この情報を共有し，対策の検討を行うとともに，市町村から聞き取る内容について精査を図ることを目的として，住宅再建・復興まちづくり市町村担当参事官会議を，毎週曜日・時間を固定化し30分程度の連絡調整会議を復興庁内で定例開催している。

常任メンバーは，住宅再建・復興まちづくり担当の統括官（会議主催者），工事加速化支援隊担当参事官，地域担当参事官（復興庁では，参事官が市町村を分担して担当している）地域担当（企画官，補佐，主査）及びインフラ構築班であり，その他必要に応じて復興局次長，復興局参事官，復興推進官，国土交通省から住宅局，都市局，水産庁（漁集関係）に参加を求めている。

4 工事加速化支援隊のヒアリング手法

現在，平成27年度内完成予定の災害公営住宅，防災集団移転促進事業（防集），漁業集落防災機能強化事業（漁集）の，各々の地区戸数（災害公営；9,289戸，防集；113地区，漁集；14地区［平

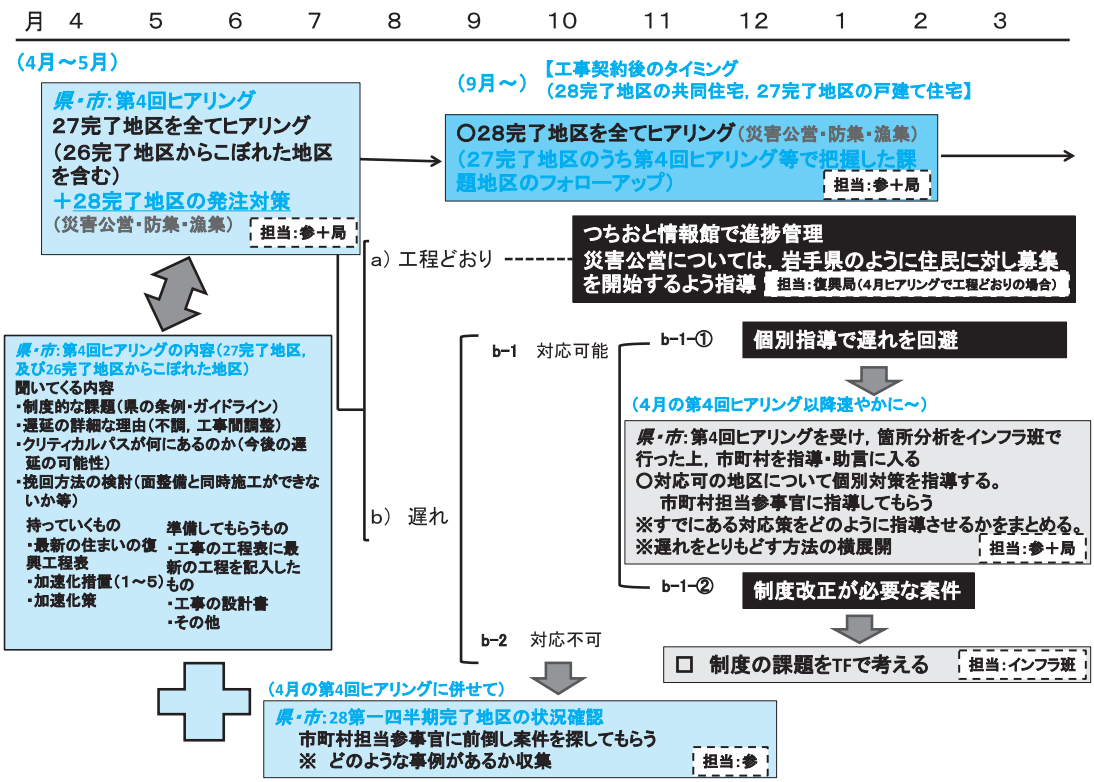

図―4 【災害公営住宅・防集・漁集】スピードアップ対策（年間スケジュール・フローチャート）

成26年12月末時点]）について，５月以降市町村ヒアリングを開始しているので，その手順の概要を紹介する。工事加速化支援隊は複数のチームが個々の市町村を訪問すること，メンバーの出自が多様で，必ずしも事業に習熟している訳ではないことから手順書を作成し，それに従ってヒアリングを行うことで必要な情報を把握できるよう工夫している。

(1) ヒアリングの手順

1) 各地区ごとの状況の把握

まずは，以下を分類明確化することにある（図―4）。

a) 工程どおり完成見込み地区戸数，

b) 遅れが生じている地区戸数と遅延理由，課題，対処方針の有無等

2）b）遅れが生じている地区戸数については，

b-１対応（遅延の回復が）可能，と

b-２対応不可能，

な地区戸数に分類する。

3）b-１対応可能については，さらに，

b-１-①個別指導で遅れを回避，または遅れを最小限に食い止められる，と

b-１-②制度的な課題があり新たな加速化措置を検討する必要がある，

地区戸数に分類する。

4）a）工程どおりについては，ヒアリング以降，復興局が管理する「つちおと情報館」（図―5）・現地で進捗確認・管理を行う。

5）b-１-①については，ヒアリング以降個別指導を進める。

b-１-②については，インフラ構築班主導で追加の加速化措置を検討，策定を行い，その後，個別指導を行う。

⑵　ヒアリング資料

1)　資料の準備

市町村に対し，工事工程と進捗状況を把握するため，以下の①～③の資料のいずれか，及び最新の現場状況の把握を求める。また，付帯工事がある場合には，その進捗が分かる資料の準備を求める。

①　工事工程表

契約済みの事業については，工事施工者が作成した工事工程表を用意してもらう。

工事施工者は工事進捗を常時，把握・記録していることから，工事施工者が有する工事進捗記録（工事工程表にそれまでに実施した工程を記録したもの）の提出を求める。

②　工事設計書

契約前の工事については，工事設計書の施工計画部分のコピーを用意してもらう。

③　その他の資料

工事設計書がまだ準備されていない工事については，建物の設計のどの段階にあるのか，構造物の形態（RC=鉄筋コンクリート造，S=鉄骨造，木造等），想定工期，今後の課題につい

・住宅・公共インフラに係る事業概要，定点観測写真，工程表，地図情報等の詳細情報を，お住まいの地域ごとにまとめ，視覚的に分かり易く掲載，随時更新。
（14事業517箇所［平成27年２月現在］）

つちおと情報館（岩手県）
http://www.reconstruction.go.jp/portal/juutaku_koukyou/album/iwate/20130522122204.html

つちおと情報館（宮城県）
http://www.reconstruction.go.jp/portal/juutaku_koukyou/album/miyagi/20130522162551.html

つちおと情報館（福島県）
http://www.reconstruction.go.jp/portal/juutaku_koukyou/album/fukushima/20130522162723.html

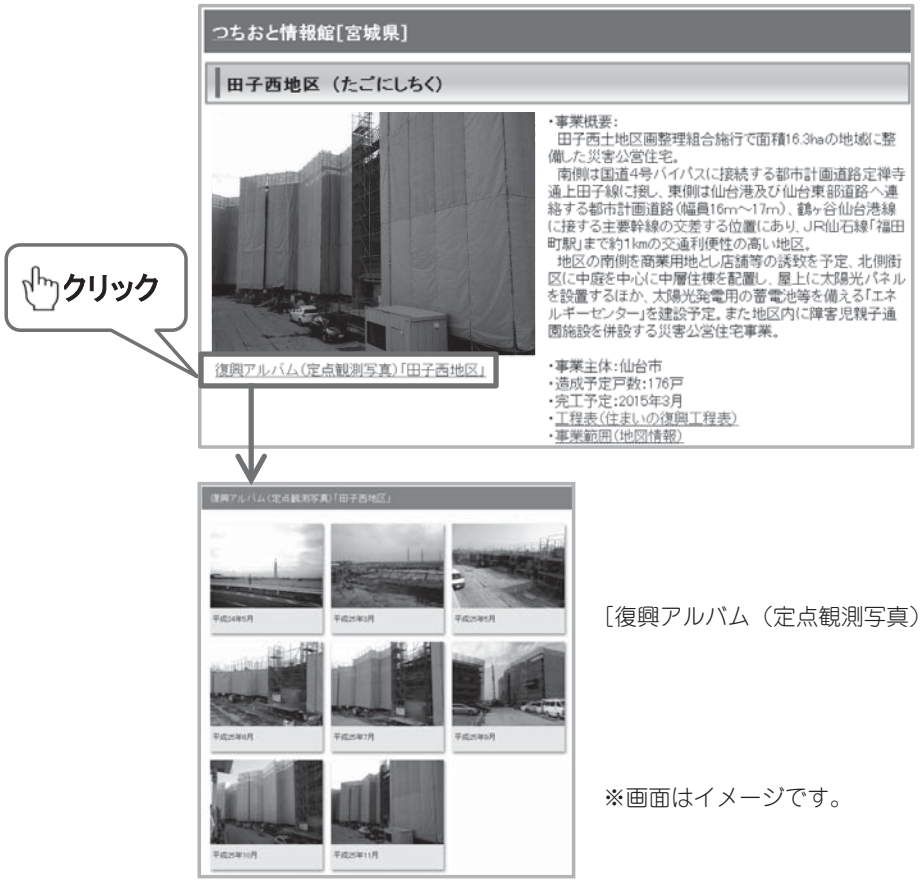

［復興アルバム（定点観測写真）］

※画面はイメージです。

図―５　「つちおと情報館」の提供

（様式１）

復興事業の進捗管理票（○○市）

１．事業名：災害公営住宅整備事業

２．対象地区：□□地区

３．目標：H27 年 3 月末まで 75 戸完成，供給時期調整中 30 戸（住まいの復興工程表 H26 年 3 月末時点）

（※住まいの復興工程表 H26 年 9 月末時点 H27 年 3 月末まで 76 戸完成，H27 年 12 月末まで 30 戸完成）

４．進捗状況（H26 年 11 月 13 日ヒアリング）

① 工程表の進捗状況（県・市町村・関係地方局の情報）

【○○市聞き取り結果】

＜災害公営住宅調達方式＞

◆一般社団法人 ○○地域住宅生産者ネットワークからの買取り

◆H25 年 12 月 27 日に○○市と同法人が整備に係る協定を締結（受注範囲は調査設計，造成等の基盤整備は除く）。1 工区 76 戸（戸建 57 戸，長屋 19 戸）のうち，戸建 57 戸については H26 年 3 月に譲渡契約済み。長屋 19 戸については H26 年 7 月に譲渡契約を締結。（1 工区の整備戸数については，75 戸から 76 戸に変更）

◆供給時期調整中となっている追加分の 30 戸（2 工区戸建 18 戸，3 工区戸建 12 戸）の譲渡契約は H27 年 4 月の見込み。

＜基盤整備（造成，道路等）＞

◆基盤整備は 1 工区～3 工区及び防集団地を一括して××建設が施工。

◆1 工区 76 戸については，現在，造成工事中。

◆1 工区 76 戸のうち，防集事業と一体となっている 20 戸分については，工事完了は H26 年 9 月末に完了。

◆1 工区の残りの 56 戸については，擁壁等の工作物が多いため，H27 年 1 月中旬に工事完了の見込み。

◆供給時期調整中となっている追加分の 2 工区 18 戸，3 工区 12 戸については，1 工区との同時着工が労務及び資機材調達の面で困難であるため不可。1 工区の工事が完了後，2 工区，3 工区に労務及び資機材をシフト。そのため，2 工区，3 工区の工事着工は H27 年 1 月，完了は H27 年 6 月の見込み。

＜災害公営住宅建設＞

◆1 工区 76 戸のうち，防集事業と一体となっている 20 戸については，当初予定どおり，着手は H26 年 10 月，完了は H27 年 3 月末の見込み。

◆1 工区の残りの 56 戸については，基盤整備の遅れにより，着手は H27 年 1 月，完了は当初予定から 3 ヶ月遅れの H27 年 6 月末の見込み。

◆供給時期調整中となっている追加分の 2，3 工区 30 戸については，着手は H27 年 7 月，完了は H27 年 12 月末の見込み。

５．以上を踏まえた現状分析・課題

◆1 工区の整備戸数については，75 戸から 76 戸に変更。

◆当初，1 工区 76 戸全てについて，H27 年 3 月末の完了を見込んでいたが，そのうちの防集事業と一体となっている 20 戸については，当初予定どおり，H27 年 3 月末の完了の見込み。残りの 56 戸については，基盤整備の遅れにより，着手は H27 年 1 月，完了は当初予定から 3 ヶ月遅れの H27 年 6 月末の見込み。

◆供給時期調整中となっている追加分の 1，2 工区 30 戸については，着手は H27 年 7 月，完了は H27 年 12 月末の見込み。

６．分類と対応方向

＜分類：ａ＞（H26 年度内：1 工区 76 戸のうち，防集事業と一体の 20 戸）（H27 年度内：2，3 工区の 30 戸）

＜分類：ｂ－２＞（H26 年度内：1 工区 76 戸のうちの残 56 戸）

◆分類ａについては，定期的に工事進捗の聞き取りを実施予定。

◆分類ｂ－２については，

・○○市としては，できるだけ建築工事着手の前倒しができるよう基盤整備の工程短縮や，建築工事の基盤整備との当時並行作業について検討を行っていく予定。

・復興局としては，定期的に工事進捗の聞き取りを実施し，建築工事が早期に着手できるよう工程上の必要なアドバイスを行っていく。

図―6

て，市町村が作成するスケジュールに関する資料を用意してもらう。

2)　出席者の招集

市町村には，資料と現場に精通している担当者のヒアリング出席を求める（効果的なヒアリングとするため，役職によらず現場をよく理解している人の参加を求め，かつ，その人が積極的に発言するよう促す）。

また，面整備（防集，漁集，区画整理）で整備した宅地に，災害公営住宅を整備する場合は，面整備，災害公営住宅の両方の担当者に同席してもらうよう依頼する（区画整理で造成した宅地に災害公営住宅を整備する場合や防集と区画整理を組合せて実施している場合については，区画整理の課題についても聞き取る）。

ヒアリングに，工事施工者，UR，工事設計書作成者等の参加を積極的に求める。ヒアリング中も積極的発言を求め，現場の隘路を発見するよう努める。

3)　ヒアリング結果の取りまとめ

ヒアリング結果は図―**6** の進捗管理票に取りまとめて，本庁と情報共有を図る。進捗管理票（様式１）は，a，b－１－①，b－１－②，b－２の分類と，そこに分類されると判断した理由を分かりやすく記述する。必要に応じて詳細な議事メモを作成する。市町村や工事施工者から提供された資料は整理し，キーとなる情報については本庁と情報共有を図る。

4)　つちおと情報館のリバイス

a）工程どおりに分類された地区戸数については，以後，つちおと情報館の写真を用いて，進捗状況を確認していくため，進捗状況が確認できるよう写真を定期的にリバイスする。

5　おわりに

昨年８月に発足した工事加速化支援隊であるが，平成26年度は被災３県26市町村に対して35回訪問したところである。この結果，当面の目標であった災害公営住宅１万戸，高台移転200地区については，平成27年６月中に達成した。

また，工事の加速化に向けて，関係各省や各県で対応した内容は，

○建築着工の短縮につながる取り組みを岩手県及び県内の開発許可権限が委譲されている８市町（９市町村中）に拡大

・敷地に接する道路の路盤及び排水工事が完成すれば，造成工事の完了前でも，災害公営住宅や民間住宅の建築着工が可能

○建築確認の早期化につながる取り組みを宮城県内全域に拡大

・接道要件について，取付道路の築造状況等に応じて，建築確認が可能

○被災地の工事の状況等を踏まえ，災害公営住宅の標準建設費を引上げ（平成27年１・４月），公共工事設計労務単価を前倒し改訂（平成27年２月）

・被災地の実情に合わせた単価を反映

・軟弱地盤等の特殊な条件に対応するための特例加算の限度額を廃止（災害公営住宅の標準建設費）

等を実施し，工事実施段階の隘路解消に結び付けることができている。

現在，27年度以降の事業について，工事加速化に取り組んでいるところである。